

赤磐市男女共同参画基本計画策定（改定）業務 プロポーザル実施説明書

令和8年4月

赤磐市市民生活部協働推進課

このプロポーザル実施説明書は、赤磐市プロポーザル方式実施要綱（平成30年5月29日付告示第55号）に基づき、赤磐市男女共同参画基本計画策定（改定）業務の受託者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 目的

本業務は、令和4年度から令和8年度までの5カ年を計画期間と定めた第4次赤磐市男女共同参画基本計画（以下「第4次基本計画」という。）について、社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、計画期間の最終年度である令和8年度に見直しを行うとともに、改定後の計画書本編及び概要版を作成する。

第5次赤磐市男女共同参画基本計画（計画期間：令和9～13年度）策定（改定）にあたり、調査の実施・集計分析及び、本市の特性に応じた施策検討などを十分に踏まえることが必要であり、専門的・技術的支援を得て、より効果的・効率的な計画策定に資することを目的に実施する。

2. 事業概要

- (1) 業務名 赤磐市男女共同参画基本計画策定（改定）業務
- (2) 業務内容 赤磐市男女共同参画基本計画策定（改定）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 提案上限額 6,400,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。
また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. スケジュール

項目	日程
公募開始（公告日）	令和8年4月13日（月）
参加申込書提出期限	令和8年4月27日（月）午後5時まで
質問受付期限	
質問回答期限	令和8年4月30日（木）
企画提案書提出期限	令和8年5月19日（火）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年5月28日（木）
選考結果通知	令和8年5月29日（金）予定

4. 参加資格要件

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、同計画策定の実績があること。
- (7) 仕様書の要件に対応できること。
- (8) 国税及び地方税を完納している者であること。

5. 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月13日（月）から令和8年4月27日（月）まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
また、郵送の場合は、令和8年4月27日（月）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
- (3) 提出場所 赤磐市市民生活部協働推進課
(〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地)
- (4) 提出書類
 - ※任意様式はA4判で作成すること。
 - ※参加申込書類④～⑩の書類については、令和7年度赤磐市入札参加資格者名簿に登録されている者は省略することができる。
 - ①提案参加申込書（様式第1号）
 - ②会社の事業概要がわかる会社案内等の資料
 - ③業務実績調書（様式第3号）
 - ※過去5年間の男女共同参画基本計画策定に関する業務実績を記載すること。
 - ④法人登記簿謄本
 - ※法務局で発行する法人登記簿謄本又は「履歴事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」でも可能とする。提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可
 - ⑤決算書又は財務諸表
 - ※直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）。写し可
 - ⑥委任状（様式第2号）
 - ※支店等を代理人とする場合
 - ⑦使用印鑑届出書（様式第5号）
 - ⑧印鑑証明書（法人代表者印）
 - ※提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可

⑨未納がないことを証明する書類

※直近の国税(所得税、消費税及び地方消費税)、県税(岡山県が賦課するすべての税目)、市区町村税(契約権限のある事務所が所在する市町村が賦課するすべての税目)の納税証明書等を提出すること。代表者が赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目についても納税証明書等を提出すること。写し可

⑩誓約書(様式第4号)

(5) 提出部数 各1部

(6) 参加資格審査結果通知

- ①参加資格審査結果の通知は、令和8年4月28日(火)までに電子メールにて通知するとともに、後日文書にて通知する。
- ②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明を書面により求めることができる。
- ③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に書面により回答するものとする。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間 令和8年4月28日(火)から令和8年5月19日(火)まで

(2) 提出方法 持参又は郵送とする。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、令和8年5月19日(火)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(3) 提出場所 赤磐市市民生活部協働推進課

(〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地)

(4) 提出書類

別紙「赤磐市男女共同参画基本計画策定(改定)業務委託仕様書」に記載した内容を踏まえ、次に掲げる書類をA4版で構成し、紙媒体で提出書類ア〜クの順序でインデックスを付け、A4フラットファイルで提出すること。なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることが出来れば可とする。

ア 企画提案書(表紙)

イ 法人概要が分かる資料

ウ 業務実績調書(様式第3号)

※過去5年間の男女共同参画基本計画策定に関する業務実績を記載すること。

エ 業務実施体制表(様式第7号)

オ 企画提案

企画提案提出書類の順序については、P 6 (4) 審査基準等に記載の「評価項目」に従ってファイルに閉じること。

カ 業務遂行のための工程表を、仕様書 7. 委託業務の内容、■スケジュール概要の項目を参考に作成し、添付すること。

キ 見積書

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

ク その他補足資料

(5) 提出部数

9部

(6) その他

参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

7. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者と次点者を選定する。なお、選定結果については、各提案者に通知する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和 8 年 5 月 28 日 (木) ※ 詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーションの実施場所

赤磐市役所本庁 2 階第 1 会議室

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは、本業務に携わる管理責任者・担当者等を含めて 3 名以内で行うものとする。

ウ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。しかし、提案内容の順序については、P 6 (4) 審査基準等に記載の「評価項目」に従って行うこと。なお、当日の資料追加は認めない。

エ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

オ プレゼンテーションの時間は 30 分 (プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分) 以内とする。準備、片付けの時間は別途各 5 分とする。

カ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者

ですべて準備すること。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
実施体制	1 実績・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人として、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。 ✓ 法人として、本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されているか。 	15
実施内容	2 企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 読みやすく、デザイン性に優れている計画書及び計画書（概要版）の冊子になるよう提案があるか。 ✓ アンケート調査票は答えやすいレイアウトやデザインとし、回収率が上がる提案があるか。 ✓ 提案内容の着眼点、構成が優れているか。 ✓ 提案内容を裏付ける具体的な根拠の提示や論理構築がなされているか。 	50
	3 理解度・的確性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施手順や提案内容、市との分担業務が分かりやすくマネジメント力があるか。 ✓ 意欲的な提案姿勢が感じられるか。 	20
実施体制	4 工程・参考見積の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。 ✓ 見積書は積算根拠の妥当性が確保されているか。 	15
合計			100

(5) 審査結果

審査結果は、提案参加者に対し、電子メールにて通知するとともに、後日書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

8. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和8年4月13日（月）から令和8年4月27日（月）まで

(2) 受付方法 質疑のある参加者は、質問内容を質問書（様式第6号）に記入の上、令和8年4月27日（月）午後5時までに下記メールアドレス宛に電子メールにて提出し、その旨を協働推進課へ電話で連絡すること。なお、受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

※電子メールの件名の先頭に「赤磐市男女共同参画基本計画策定（改定）業務に関する質疑」と必ず記載すること。

(3) 提出先 赤磐市市民生活部協働推進課

TEL：086-955-1114

E-mail：kyodo@city.akaiwa.lg.jp

(4) 回答 公平性を保つため、令和8年4月30日（木）までに質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、プロポーザル説明書及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

9. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を令和8年5月19日（火）午後5時までに提出すること。なお、辞退することによって、市との契約等に不利な扱いをするものではない。

(1) 提出方法

持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和8年5月19日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(2) 提出場所 赤磐市市民生活部協働推進課

(〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地)

10. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

11. 受託候補者等の決定及び通知

受託候補者及び次点者は令和8年5月29日（金）までに決定し、選定結果は提案参加者に通知する。

12. 契約手続き

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

(3) 契約保証金

納付を要する。

- (4) 本プロポーザルは、赤磐市男女共同参画基本計画策定（改定）業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1 3. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査したうえで受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書または提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 市は、提出書類を審査に必要な範囲において複製できるものとする。
- (9) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (10) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (11) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (12) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (13) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

1 4. 問合せ先

赤磐市市民生活部協働推進課 担当：竹本

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地

TEL：086-955-1114 E-mail：kyodo@city.akaiwa.lg.jp